

石川県公報

令和6年8月9日

第13731号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の (同)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同)	2
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の所在地の変 更の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づき指定を受けた施術所の所在地の変更の 届出 (同)	3
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の 廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止 の届出 (同)	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	4
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	4
○県道の区域の変更 (道路整備課)	5
○県道の供用の開始 (同)	6
○随意契約の相手方等 (建築住宅課)	6
公 告	
○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	7
○基本測量実施公告 (監理課)	7
○特定調達契約に係る入札公告 (河川課)	8
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	10
○財政的援助団体等監査結果公表	12
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	13

告 示

石川県告示第303号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
土田歯科医院	加賀市大聖寺沖町15番地	令和6年7月1日
あっとほーむな訪問看護ステーションのーす	河北郡津幡町庄リ87-1	令和6年7月1日

石川県告示第304号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
土田歯科医院	加賀市大聖寺沖町15番地	令和6年7月1日
あっとほーむな訪問看護ステーションのーす	河北郡津幡町庄リ87-1	令和6年7月1日

石川県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションりんご	野々市市本町5-11-17-102	令和3年3月31日
津山整形外科クリニック	野々市市中林1丁目64街区1番	令和6年5月31日
土田歯科医院	加賀市大聖寺仲町15	令和6年6月30日
旭丘歯科	白山市宮永新町331-1	令和6年6月30日
ルル薬局 加賀店	加賀市湖城町1-21	令和6年6月30日
御経塚コメヤ薬局	野々市市御経塚3丁目128番地	令和6年6月30日

石川県告示第306号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションりんご	野々市市本町5-11-17-102	令和3年3月31日
津山整形外科クリニック	野々市市中林1丁目64街区1番	令和6年5月31日
土田歯科医院	加賀市大聖寺仲町15	令和6年6月30日
旭丘歯科	白山市宮永新町331-1	令和6年6月30日
ルル薬局 加賀店	加賀市湖城町1-21	令和6年6月30日
御経塚コメヤ薬局	野々市市御経塚3丁目128番地	令和6年6月30日

石川県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
門前薬局	輪島市門前町門前1994番邸	令和6年7月20日

石川県告示第308号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
門前薬局	輪島市門前町門前1994番邸	令和6年7月20日

石川県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
畑 中 季	かわいまちはりきゅう院	輪島市河井町1-26	令和6年7月4日
川 北 玲 奈	株式会社 フレアス	金沢市古府3丁目44番地	令和6年7月12日

石川県告示第310号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
畑 中 季	かわいまちはりきゅう院	輪島市河井町1-26	令和6年7月4日
川 北 玲 奈	株式会社 フレアス	金沢市古府3丁目44番地	令和6年7月12日

石川県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	変更年月日
南 裕 也	フレアス在宅マッサージ 野々市施術所	新 野々市市本町3丁目14-19	令和6年7月1日
		旧 野々市市本町3丁目1-13 Saliente2	
尾 本 悠	フレアス在宅マッサージ 野々市施術所	新 野々市市本町3丁目14-19	令和6年7月1日
		旧 野々市市本町3丁目1-13 Saliente2	

石川県告示第312号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	変更年月日
南 裕 也	フレアス在宅マッサージ	新 野々市市本町3丁目14-19	令和6年7月1日

	野々市施術所	旧	野々市本町3丁目1-13 Saliente2	
尾 本 悠	フレアス在宅マッサージ	新	野々市市本町3丁目14-19	令和6年7月1日
	野々市施術所	旧	野々市本町3丁目1-13 Saliente2	

石川県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
畑中 健次(かわいまち治療院)	輪島市河井町1-26	平成25年9月1日

石川県告示第314号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
畑中 健次(かわいまち治療院)	輪島市河井町1-26	平成25年9月1日

石川県告示第315号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1772201172	株式会社スパータル	もものはな訪問介護白山 白山市横町96-1	令和6年 8月1日	訪問介護

石川県告示第316号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

1 金沢加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

金沢市専光寺町ツ46番地2号 株式会社 瑞祥丸漁業部

金沢市金石西4丁目6番15号 有限会社 平野水産

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち金沢市並びに白山市徳光町及び八田町の区域

(3) 区分

小型定置漁業及び総トン数5トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和6年7月3日

2 宝立加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市宝立町鶴島ハ字90番地5 大門 利康

珠洲市宝立町鶴飼3字30番地 有限会社 寺山水産

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(宝立町春日野、宝立町鶴飼、宝立町南黒丸、宝立町鶴島及び宝立町宗玄の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業及び、総トン数4トン以上10トン未満の漁船により底びき網を使用し、又は主として刺網を使用して営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和6年7月3日

石川県告示第317号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
輪島富来線	羽咋郡志賀町地保丙1番地先から 羽咋郡志賀町地保へ25番1地先まで	旧	5.40~11.10	244.5	羽咋土木事務所 維持管理課
	同上及び 羽咋郡志賀町地保丙1番地先から 羽咋郡志賀町地保へ25番1地先まで	新	同上及び 4.35~10.50	同上及び 249.0	
五十洲亀部田線	輪島市門前町字西円山15番1地先から 輪島市門前町字西円山15番1地先まで	旧	7.70~20.50	44.8	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市門前町字西円山15番1地先から 輪島市門前町字西円山15番1地先まで	新	7.70~22.80	44.8	
上黒丸大谷線	珠洲市大谷町壱参字3番1地先から 珠洲市大谷町113番1地先まで	旧	4.34~10.98	496.6	
	同上及び 珠洲市大谷町壱参字3番1地先から 珠洲市大谷町113番1地先まで	新	同上及び 3.25~9.80	同上及び 496.6	
大谷狼煙飯田線	珠洲市馬縹町六字214番1地先から 珠洲市馬縹町六字72番1地先まで	旧	12.72~22.06	127.2	珠洲土木事務所 維持管理課
	同上及び 珠洲市馬縹町六字214番1地先から 珠洲市馬縹町六字72番1地先まで	新	同上及び 3.50~5.20	同上及び 127.2	
折戸飯田線	珠洲市折戸町井部31番地先から 珠洲市折戸町ニ部14番1地先まで	旧	10.99~21.07	113.0	
	珠洲市折戸町井部31番地先から 珠洲市折戸町ニ部14番1地先まで	新	12.30~29.30	113.0	

石川県告示第318号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和6年8月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島富来線	羽咋郡志賀町地保丙1番地先から 羽咋郡志賀町地保へ25番1地先まで	令和6年8月9日	羽咋土木事務所 維持管理課
五十洲亀部田線	輪島市門前町字西円山15番1地先から 輪島市門前町字西円山15番1地先まで		奥能登土木総合事務所 維持管理課
上黒丸大谷線	珠洲市大谷町老参字3番1地先から 珠洲市大谷町113番1地先まで		珠洲土木事務所 維持管理課
大谷狼煙飯田線	珠洲市馬縹町六字214番1地先から 珠洲市馬縹町六字72番1地先まで		
折戸飯田線	珠洲市折戸町井部31番地先から 珠洲市折戸町ユ部14番1地先まで		

石川県告示第319号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
応急仮設住宅借上 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県土木部建築住宅課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
別表のとおり
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
別表のとおり
- 随意契約に係る契約金額
別表のとおり
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

別表

3 随意契約の相手方を決定した日	4 随意契約の相手方の名称及び所在地	5 随意契約に係る契約金額
令和6年4月12日	三協フロンティア株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市千種区茶屋が坂1-9-25	1,616,611,007円
令和6年5月3日	三協フロンティア株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市千種区茶屋が坂1-9-25	671,721,930円
令和6年5月24日	株式会社アーキビジョン二十一	46,632,600円

	北海道千歳市泉沢1007番地168	
令和6年5月31日	株式会社アーキビジョン二十一 北海道千歳市泉沢1007番地168	119,616,388円
令和6年6月4日	株式会社家元 金沢市間屋町一丁目27番1	578,619,547円
令和6年6月7日	株式会社アーキビジョン二十一 北海道千歳市泉沢1007番地168	136,176,880円
令和6年6月7日	株式会社クリエイト礼文 山形県山形市南原町二丁目7-39	488,708,000円
令和6年6月13日	株式会社エバーフィールド 熊本県熊本市南区城南町舞原195-22	818,829,000円
令和6年6月13日	株式会社エバーフィールド 熊本県熊本市南区城南町舞原195-22	341,407,000円
令和6年6月21日	郡リース株式会社 新潟支店 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28	113,080,000円
令和6年6月21日	株式会社エバーフィールド 熊本県熊本市南区城南町舞原195-22	75,361,000円
令和6年6月23日	三協フロンテア株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市千種区茶屋が坂1-9-25	255,137,157円
令和6年6月23日	三協フロンテア株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市千種区茶屋が坂1-9-25	114,760,877円
令和6年6月25日	三協フロンテア株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市千種区茶屋が坂1-9-25	170,896,363円
令和6年6月25日	三協フロンテア株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市千種区茶屋が坂1-9-25	524,026,008円
令和6年7月4日	日東工営株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目2番11号	688,259,000円
令和6年7月4日	大和リース株式会社 金沢支店 金沢市鞍月5丁目57番地	723,207,375円
令和6年7月12日	株式会社システムハウスアールアンドシー 北陸営業所 金沢市神宮寺3-1-20	475,200,000円
令和6年7月16日	トラスト住建株式会社 金沢市西金沢4-126-4	314,998,200円
令和6年7月16日	株式会社エバーフィールド 熊本県熊本市南区城南町舞原195-22	165,308,000円

公 告

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
八田土地改良区	令和6年7月30日

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (空中写真撮影)	令和6年9月25日から 令和7年3月31日まで	小松市、加賀市、白山市

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年8月9日

石川県知事 馳 浩

1 調達の概要

(1) 調達件名及び数量

河川総合情報システム改良業務委託 一式

(2) 調達の内容及び仕様

入札説明書および仕様書による。

(3) 契約期間及び納入期限

契約締結の日から令和7年3月14日まで

(4) 調達場所

金沢市鞍月1丁目 地内

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和5年石川県告示第140号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(4)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 過去5年以内(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)に、国又は都道府県におけるシステム調達事業において、河川情報に関するシステム構築業務を受託し、納入した実績を有すること。なお、構築業務や保守業務を含む賃貸借契約(自治体との直接契約ではなくリース会社を介する契約も含む。)の中で当該業務を遂行した場合も実績として認める。

(4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書および仕様書の配布場所等

(1) 配布場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部河川課河川企画グループ 電話番号 076-225-1736

(2) 配布方法

(1)の配布場所において配布

(3) 配布期間

公告の日から、令和6年9月3日(火)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札者に要求される事務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和6年9月3日(火)午後5時までに3(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物件が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物件を確実に納入できること。

(3) 2(2)、(3)に定める資格を有していること。

入札参加資格の審査結果については、書類提出期限の1週間後までに、文書にて通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。

(2) 入札書の提出期限

ア 提出期限 令和6年9月18日(水)午前11時

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

令和6年9月18日(水)午後1時 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 土木部河川課

(4) 競争入札参加者資格の申請場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

7 Summary

- (1) Nature of services required
River comprehensive information system improvement work outsourcing
- (2) Delivery date
By 14 March 2025
- (3) Delivery place
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 18 September 2024
- (5) Contact point for notice
River Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan
TEL 076-225-1736

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年8月9日

石川県監査委員	不	破	大	仁
同	一	川	政	之
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
小松高等学校	令和6年7月4日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
寺井高等学校	〃	〃
加賀高等学校	〃	高等学校授業料を誤徴収したものがあつた。 今後、このようなことがないよう注意すること。
石川土木総合事務所	令和6年7月17日	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
県央土木総合事務所	令和6年7月19日	工事事務において、積算における単価の適用を誤っているものがあつた。

		今後、このようなことがないように注意すること。
金沢港湾事務所	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川農林総合事務所	令和6年7月22日	財産管理事務において、切手の払出し及び出納簿での管理が不適切なものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
県央農林総合事務所	令和6年7月23日	公用車の自動車重量税を過払いしたものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
羽咋警察署	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
教育委員会企画調整室	令和6年7月25日	〃
庶務課	〃	〃
教職員課	〃	〃
学校指導課	〃	〃
生涯学習課	〃	〃
文化財課	〃	〃
金沢城調査研究所	〃	〃
保健体育課	〃	〃
労働委員会事務局	〃	〃
中央病院	令和6年7月26日	〃
こころの病院	〃	〃
農林水産部企画調整室	令和6年7月29日	〃
農業経営戦略課	〃	〃
里山振興室	〃	バス借り上げに伴う高速道路料金をバス事業者に支払っていたものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
生産振興課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
ブランド戦略課	〃	〃
畜産振興・防疫対策課	〃	委託料の支出事務において、議会の承認を得る前に、履行期間延長の承認及び変更契約を締結し、出来高分の前金払伺を実施していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 補助金の支出事務において、補助金の交付目的を達成するために真に必要なと認める場合にのみ概算払いとすべきところ、事業状況を把握せずに概算払いしていた。 今後、このようなことがないように注意すること。
農業基盤課 大日川ダム管理事務所	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
森林管理課	〃	委託料の支出事務について、支出負担行為何額が誤っているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 需用費の支出事務において、令和4年度会計から支出すべきところ、令和5年度会計で支出したものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
水産課	〃	補助金の支出事務において、交付決定額が誤っているものがあつた。

		今後、このようなことがないように十分注意すること。 補助金の支出事務において、交付申請額及び実績報告額の確認に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		契約事務において、適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
競馬事業局	〃	借上料の支出事務について、金額が誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 講習会のキャンセル料の支払いについて、支出科目を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 財産事務において、工作物を取得した際及び取り壊した際の管財課長への報告が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
生活環境部企画調整室	令和6年7月31日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
環境政策課	〃	〃
カーボンニュートラル推進課	〃	〃
資源循環推進課	〃	〃
自然環境課	〃	補助金の支出事務において、双方代理となっているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
女性活躍・県民協働課 女性センター	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
生活安全課 消費生活支援センター	〃	補助金の支出事務において、双方代理となっているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
監査委員事務局	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松工業高等学校	〃	〃
野々市明倫高等学校	〃	〃
金沢辰巳丘高等学校	〃	〃
金沢向陽高等学校	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年8月9日

石川県監査委員 不 破 大 仁
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和5年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
一般社団法人 石川県農業開発公社	令和6年7月26日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人 石川県林業公社	〃	〃
公益財団法人 石川県産業創出支援機構	〃	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県教育委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年8月9日

石川県監査委員 不破 大 仁
 同 一 川 政 之
 同 村 上 勝
 同 作 田 有 子

(別 紙)

翠 高 第 3 号
 令和6年7月8日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和6年6月28日付け石監査第83-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
期末手当の支出事務において、支出金額が誤っているものがあった。 今後このようなことがないように十分注意すること。	翠星高等学校	今回の戻入が発生したことについて、今後は、支出書類に積算方法や計算式を記入するだけでなく、根拠通知などを添付した上で、計算に使用する数値がわかる資料を作成し、複数人で計算が正しいかチェックすることにより、同様なミスの再発を防止するように努めます。

七 高 委 第 28 号
 令和6年7月12日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和6年6月28日付け石監査第83-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
---------	-------	----------------

地域手当の支給において、支払時期が遅延したものがあった。

今後、このようなことがないように十分注意すること。

七尾高等学校

地域手当の支給・停止について引継書に記載することにより、異動前後の担当者が当該事務を再認識し、事務が漏れないようにする。

また、担当者に限らず、人事異動に伴う事務を所属内で共有することにより、再発防止に努める。